

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第6号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号及び別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の号の細目（以下「削除別表号等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の号の細目の表示並びに削除別表号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1・2 （略）	1・2 （略）
3 入院室料差額	3 入院室料差額
(1) （略）	(1) （略）
(2) <u>県央基幹病院</u>	(2) <u>燕労災病院</u>
ア <u>特室</u> 1日につき <u>8,800円</u>	ア <u>特室A</u> 1日につき <u>13,200円</u>
イ <u>個室</u> 1日につき <u>7,700円</u>	イ <u>特室B</u> 1日につき <u>8,800円</u>
	ウ <u>個室A</u> 1日につき <u>5,500円</u>
	エ <u>個室B</u> 1日につき <u>4,400円</u>
	オ <u>個室C</u> 1日につき <u>3,300円</u>
	カ <u>2人室A</u> 1日につき <u>2,200円</u>
	キ <u>2人室B</u> 1日につき <u>1,650円</u>
	ク <u>4人室A</u> 1日につき <u>1,100円</u>
4～20 （略）	4～20 （略）
21 歯科料金	21 歯科料金
(1)・(2) （略）	(1)・(2) （略）
(3) 矯正	(3) 矯正
ア～ウ （略）	ア～ウ （略）
エ 装置料	エ 装置料
(ア)～(ニ) （略）	(ア)～(ニ) （略）
(ウ) <u>矯正用アンカーインプラント（局所麻酔料及び投薬料を含む。）</u>	(ウ) <u>矯正用アンカーインプラント（局所麻酔料及び投薬料を含む。）</u>
a～c （略）	a～c （略）
d スクリューシステム2（単純形態のスクリュー）	d スクリューシステム2（単純形態のスクリュー）
	<u>1箇所につき 21,390円</u>
<u>(a) 魚沼基幹病院 1箇所につき 21,390円</u>	
<u>(b) 県央基幹病院 1箇所目 22,600円（2箇所目以降は、1箇所につき 7,680円）</u>	
(ネ) （略）	(ネ) （略）
オ～シ （略）	オ～シ （略）
(4)～(22) （略）	(4)～(22) （略）
22～25 （略）	22～25 （略）

26 病衣使用料

(1) (略)

(2) 県央基幹病院 1日につき 100円に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

27 選択メニュー提供料 1食につき 20円

28～38 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
3の項第1号	(略)	
3の項第2号	8,800円	8,000円
	7,700円	7,000円
(略)		
26の項第1号	(略)	
26の項第2号	100円に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	100円
(略)		

26 病衣使用料

(1) (略)

(2) 燕労災病院 1日につき 100円に1.1を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

27 選択メニュー提供料

(1) 魚沼基幹病院 1食につき 20円

(2) 燕労災病院 1食につき 50円

28～38 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
3の項第1号	(略)	
(略)		
26の項第1号	(略)	
(略)		

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。